### 修学旅行事故における「教師批判」の出現に関する研究 - 紫雲丸事件を中心に-

# A Study on the Appearance of "Criticizing Teachers" of a School Trip Accident : Focusing on the Shiun-Maru Incident

高橋 潤子

Junko Takahashi

#### 要約

筆者は、これまで戦後の学校事件・事故(以下、学校事故)にみられたメディアの学校や教師を批判する語り(以下、教師批判)が、学校教育に与えた影響について考察してきた。これらの研究では、学校事故で生徒が死亡した場合に、メディアに教師批判がみられるようになってきたのが 1954 年からであること、この教師批判が教育二法成立の後押しをしたこと等を明らかにした。

本稿はこれらの研究の続編として、1954年に顕在化したメディアの教師批判が、それ以降に発生した学校事故にもみられたのか、これに対し国会や地方議会ではどのような議論がなされたのか、どのような条件のもとに教師批判が生じる傾向にあったのかを、主に国会議事録、高知市議会録等を用いて検討する。

キーワード:メディア、修学旅行事故、教師批判、出現

#### はじめに

筆者は、これまで戦後の学校事故にみられたメ ディアの学校や教師を批判する語りが、学校教育 に与えた影響について考察してきた。これらの研 究では、修学旅行事故で生徒が死亡したとしても、 1953 年頃まではメディアに教師批判がみられな かったこと、1954年に小学校で児童が殺害された 時には、当初からメディアに教師批判がみられ、 これが当時廃案寸前であった教育二法を成立させ る一要因となったこと(高橋 2019)、同年 10 月 に相模湖で修学旅行生が多数乗った遊覧船が沈没 し、多くの生徒が水死した事故(以下、相模湖事 件)では、メディアは当初から事実誤認を含んだ 教師批判を繰り広げたこと、そして、その責任を 教師らのみに矮小化し、当時、相模湖で横行して いた法を無視した利益優先型の営業に対する、国 家の責任を免責するような報道を行ったこと、こ のようなメディアの教師批判が教育二法制定後に 顕在化したこと(高橋 2021)が判明した。

そこで本稿はこれらの研究の続編として、日本

の重大海難事故とされる宇高連絡客船紫雲丸と宇高連絡貨物船第三宇高丸の衝突・沈没事故<sup>1)</sup>(以下、紫雲丸事件)を中心に、修学旅行における教師批判が 1954 年以降にもみられたのか等の検討を行う。その際、国会議事録<sup>2)</sup>、高知市議会録等を主に用いる。

大型連絡船であった紫雲丸の沈没事故では、乗船していた修学旅行中の島根県、広島県、愛媛県、高知県の小・中学生らも多数死亡した 3<sup>3</sup>。助かった乗客が撮影した、紫雲丸と共に海に飲みこまれる子どもの姿がメディアに掲載されると、世論は国鉄や教師を批判した(『読売新聞』1955年5月13日、以下『読:55.05.13』)。

上述したように、1954年に小学校で児童が殺害された事件では、メディアの教師批判報道が世論等を動かし、これが教育二法を成立させる一要因となった。そして、同年の相模湖事件では教師批判が見られ、修学旅行事故を教師のみに問う世論が構築された。しかし、これらの事件の前後に同様の事件が起きても、必ずしも同じような教師批判がみられた訳ではなかった(高橋 2009)。また、

後述するように、紫雲丸事件の直後に米軍のトレーラーと国鉄の修学旅行列車の衝突事故が起った時には、メディアは教師批判報道を行っていない。これらの点に鑑みると、同じ学校事故であってもある種の条件のもとに教師批判が生じていたのではないか、それにはどんな特徴があるのかということが本稿の問題意識である。

広田照幸は、1960年代に「学校内部で起きたり、学校の生徒が引き起こした事件は、マスコミで報道されることがあったとしても、単なる偶発的な出来事として処理されていた。個々の出来事を『重要な事件』としてクローズアップし、『社会的な広がりを持った問題』として解釈していく、そうした視線は存在していなかった」、このような視線が登場するようになったのは、1970年代初頭のことで、メディアの「教育への視線は、これ以後ある局面では、『教育問題』に追いつき、むしろ先回りして『問題』を構成していくようなまなざしに変質」したといっている(広田 2001: 277-282)。このように、これまではメディアの教師批判が1970年代初頭以降起きてきたもので、これが実際の教育に影響を及ぼすようになったとされてきた。

しかし、広田が指摘する凡そ 20 年前から、学校事故を学校や教師の責任と捉えるメディアの報道が存在し、既に教育に影響を及ぼしてきたものの、この点はこれまで看過されてきた。そこで本稿は、紫雲丸事件を対象として、1954 年にみられたメディアの教師批判が、それ以降に発生した学校事故にもみられたのか、これに対し国会や地方議会ではどのような議論がなされたのか、どのような条件のもとに教師批判が生じる傾向にあったのかを明らかにする。

#### 1. 紫雲丸事件の概要とマスメディアの教師批判

1955 年 5 月 11 日の早朝に、修学旅行中の小・中学生を含む約 800 名が乗船した宇高連絡船紫雲丸が、濃霧の中、貨物船第三宇高丸と衝突し沈没した(『毎日新聞』1955 年 5 月 11 日、以下『毎:55.05.11』)。「100 名の子どもと 5 名の教師を瀬戸内海の底にしずめたこの事件は、教育史上他に類例を見ない最大の悲惨事」であったという(神崎

 $1955:27)_{\circ}$ 

紫雲丸事件では、当初から「乗組員の気のゆるみが事故を招いたのではないか」、「国鉄はたるんでいる」、「国鉄職員の不注意、気のゆるみ、いい加減な判断などが強く感じられる」、「ガッチリ組んだ"国鉄一家"」に監督も歯が立たない、国鉄の綱紀の乱れ、士気のゆるみがあった等と国鉄を非難する声が多くみられた(『朝日新聞』1955年5月11日、以下『朝:55.05.11』、『語:55.05.11』、『毎:55.05.12』、『朝:55.05.13』、『毎:55.05.14』)。そして、5月17日の衆議院運輸委員会(22国会)で、衆議院調査団が紫雲丸事件は「日本国有鉄道のみの責任」との判断を下すと、マスメディアは「常識はずれの航法と船員の士気のゆるみ」が原因と報じた(『朝:55.05.16』)。

その一方で、最近の修学旅行は「一般に大ゲサ になる傾向がありちょっと乱暴すぎる」(『読: 55.05.11』)、「島根県の小学校が、なぜ、はるばる 四国を修学旅行先に選んだのかということが問題 となろう。去る3月、修学旅行は全員参加できる よう、また、ムリな日程は避けるようといった文 部次官通達を、知事および都道府県教育委員会に 発している。小学生の修学旅行を日帰りに決定し た教育委員会も少なくない。ところが、これは偶 然ではあろうが、島根県は小学校の修学旅行に日 時および金額の制限はない。同じく遭難した広島 県の木江町 M4) 小学校も、同県委員会は二泊三日 という小学校では異例の長い旅を認めているし、 愛媛県S小学校の場合も一泊二日ではあるが経費 に制限なしという状態である。だから、こんどの ような難に遭ったというのではないが、やはり小 学校の旅行は手近かな、そして安全な場所を選ぶ べきと思う」(『読:55.05.12』)、「京都や奈良の名 所古跡をたずねても現在の歴史、社会の教科では あまりへだたりがあって、いまの学習力ではおそ らく頭の中で整理もできまい。彼らには失礼だが、 修学旅行へのあこがれは、一日歩きまわって環境 変化と疲労のあとにくる旅情での友達とのにぎに ぎしい夜という以外にあるまい。つまり5日なり 1 週間なりの環境の変化と風変わりな生活を享楽 しているというだけのことだ」(『毎:55.05.13』)、 「多勢でいくから集団中毒も事故も起る。小学生 が何も遠くへ出かけることはない」、事故後女生徒が荷物を取りに船室に戻ろうとした時、教師や船員が指導すればよかった(『読:55.05.13』)、「紫雲丸事件にしても岩手の事故がにしてもみな人災である。こんな事件は即刻なくしたい。(中略)この事件に直接責任があるかどうかわからぬが、地方の初等教育の先生たちの児童に対する注意の仕方などにも問題があると思う」、「教育全般を通じて最近何かが欠けているのではないか」(『毎:55.05.15』)などと、修学旅行に対する教師や教育委員会の指導等を批判する報道もみられた。

既に述べたように、紫雲丸事件の数日後に、東海道線を通行中の高校生が乗った修学旅行列車に、米軍のトレーラーが衝突・炎上し高校生数名が重軽傷を負う事故が起きた。メディアは数多くの写真を用いて事故を報じたものの、その内容としては運転手と教師が連携して避難誘導に努め、被害を最小限に抑えたということが中心であった。事故原因は、後輪を線路外に踏み外して止まっていた米軍のトレーラーにあるといわれたものの、米軍を批判する報道はみられなかった(たとえば『毎:55.05.17』)。

#### 2. 修学旅行事故に関する国会の議論

紫雲丸事件では、児童・生徒を救助しようとし て 20 名中 5 名の教師が殉職した。5 月 14 日の 22 国会参議院文教委員会では、日本社会党左派の矢 嶋三義が教師の殉職者数が多いのは「いわゆる教 育者の責任感と児童愛という立場から、わが身を 挺してその救護に当られた結果」で、まことに尊 い犠牲だと述べていた。その上で、「新聞に文部省 は修学旅行の基準を新たに設定して、そして各教 育委員会に指導と助言をする意思があるやに伝え られている」がどのような助言・指導を行おうと しているのかと尋ねた。文部政務次官の寺本廣作 は、本年4月に文部省が関係方面に通達を出して いるものの、修学旅行事故が頻発しているので、 「さらに文部省の都道府県教育委員会に対する指 導を強化」すべきか否かを検討したいと回答した。 これを聞いた矢嶋は、修学旅行がこのような事故

でマイナスになってはいけないので、修学旅行を

許可する教育委員会が計画を真剣に検討するよう、 文部省に指導・助言を求めた。

17日の国会(22国会衆議院文教委員会)でも、社会党左派の河野正は「単に一片の通達」で文部省の「責任が回避されますというと、依然として今日のような不幸な事態が繰り返されるおそれ」があると指摘した。メディアも「一片の通知で惨事の責任を地教委と現場の先生に負いかぶせようとしている」と衆参両院文教委員会でいわれたことを報じた(『毎:55.05.17』)。この指摘に対し、松村謙三文相は「制度上の欠陥を補うような方策もあわせて」最善の努力をしたいと答えた。

また 19 日の本会議でも、日本社会党の小牧次 生が「今や、修学旅行については大きな批判が起 り、新聞紙は毎日のように識者や関係者の意見を 掲載しておるありさまでありまして、修学旅行の 惨事をいかにして防止するか、いかにして絶滅す るか、これに対する適切なる対策が急速に確立さ れなければならないと思う。(中略) 文部省は従来 果して修学旅行に対して正しい指導を行なってき たであろうか」と述べると、松村文相は、昨年の 相模湖事件に鑑みて文部省は4月上旬に指導・助 言を全国の教育委員会へ出した、それにもかかわ らず、このような事故が「頻発」したと発言した。 小牧は「かかる平面的な一片の通達をもってこの 種不祥事件が断じて防止され得るものではない…、 何といっても文教を担当するところの文部省の指 導力の欠如と断ぜざるを得ない」と文部省の対応 を批判した。この批判に対し、松村文相は文部省 の指導・助言は「ただ助言をするという程度にと どまっておりまして、十分の効果を上げ得ないこ とは遺憾」と返答した。

松村文相は27日の国会(22国会衆議院文教委員会)においても、文部省には各教育委員会に対して指導助言しか権限がないため、「疲れないだけの点を注意いたして、あとは教育委員会にまかす」だけでは「満足できない」と発言していた。そして、修学旅行の目的そのものが見聞を広めるという意味から遠ざかっているのではないか、「日本は今後科学をもって国のもとを立てなくちゃならぬような世の中に、(中略)東京へ来て遊覧バスに乗って、そのおもむくところを見物して歩くという

ようなことじゃいけない(中略)これは教育委員 会の権限でありますから、そういうふうにしてい かなくてはなりません」と教育委員会の責任を問 うていた。

上記のように、革新系議員は事故に対する文部省の責任を問うたのに対し、文部省は直接の権限のない教育委員会に、いくら指導・助言の通達を与えても思い通りに動かないことに問題があると考えていた。

このような中、日本民主党の松原一彦は「どんな貧乏な子供もことごとく収容している」義務教育で、「派手な2泊3日、船に乗り汽車に乗って中国から四国まで、しかも琴平、屋島等の遊覧的な計画を立てて回るということも、…非常識だと思う」と計画した教師等を批判した。その一方で、

「文部大臣は今日の制度の上からは監督権も指揮 権もない。私はこういうことこそ日教組あたりが 責任を持って、教員みずからの研究にすべきでは ないかと思う。教育者自身がこういうことは命を かけて研究すべきで、大事な大事な子供をあずか っている教育者が、…かくのごとき放漫なる計画 を立てることに憤りを感ずる。(中略) 産前産後の 休暇等しきりに要求しておる。日本の経済がどん なに苦しいかを知っておるかどうか。そうして一 方には子供の家庭の負担をも考慮せず、無謀な計 画を立てている事実がたくさんある。(中略)これ こそ教育委員会に責任を負わすべき性質のもので はない。文部大臣の責任というよりも、第一次の 責任者は教育者であるということを私は強く申し たい」と、事故の責任は教育者にあると断定した。 そして「子供の自治々々というて、子供がどこま で行きたがるというようなところから、それによ って計画を粗放に立てておりはせぬか。(中略)人 を責める前に、まず教育者みずから反省しなけれ ばならない」と、事件に直接関係のない日教組の 労働運動等を引き合いに出して、教師を批判した (22 国会参議院文教委員会 5 月 14 日)。

また自由党の堀末治が、紫雲丸事件は教師の責任ではないとしながらも、「昨年の相模湖の事件ないしはこの間のバスの事件、これらのことから考えてみますと、ただ単に交通を預かっている人が士気が弛緩をいたすとか、あるいは責任感が欠如

しているというばかりでなく、先生方の方にも士気が弛緩し、非常に責任感が欠如している点が大きいのではないか」、昨年の相模湖の事件の時は「先生が先に乗ってあとの子供がどやどや乗ってくるのを一向知らずにぼんやりしている。(中略)今度のバスのごときはこの運転手がいい運転手かどうか、これは来る前にそのくらいのことは当然調べるべきものだと思う」と教師の対応を批判していた。この発言に対し松村文相も心の弛緩、物見遊山、精神の弛緩があったことを認め、「修学旅行から生ずる弊は単なる交通事故等のみでなくして修学旅行そのものの中に発生しておる」と応じた。

つまり、紫雲丸事件は不可抗力な事故であった ものの、国会では教師の責任が問われ、文部省の 通達に従わない教育委員会にも問題があるかのよ うに捉えられていた。また議員の中には、日教組 の闘争と事故を結びつけて批判する議員もいた。

#### 3. 生還した教師に向けられた眼差し

紫雲丸には、4つの小・中学校の修学旅行生 349 人が乗船していた。死亡・行方不明者 168 人の 6 割に当たる 100 人が、死亡・行方不明となった。 その内訳は、島根県松江市立 K 小学校 25 人(児 童 21 人、引率 4 人)、広島県木江町立 M 小学校 25 人(児童 22 人、引率 3 人)、愛媛県三芳町立 S 小学校 30 人(児童 29 人、引率 1 人)、高知県高 知市立 N 中学校の生徒 28 人である 6)。

愛媛県のS小学校の生存者が後に出版した追悼集には、引率者の中で唯一犠牲となった PTA 会長に対し、「先生 4 名が全員生存されたことが、悲しみに打ちひしがれる遺族たちの心に、複雑な波紋を生じさせることとなった」と記されている。そして、生存した 4 名の教師らは「何度も遺族宅を弔問されたが、遺族のなかには、感情を抑えきれず、冷たい言葉を吐くものがあった…。村人たちのなかにも、PTA 会長への賞賛と先生への批難を口にするものがあった。この批難を別にしても、大勢の教え子を亡くし自分たちが生き残ったという思いが、その後長く、先生たちの心を苦しめた」と書かれている 7°。

1955年5月30日に、愛媛県のS小学校で合同慰霊祭が行われた。この席で生還した校長は「静かに安らかに眠る皆様、どうか私たちを許してください。私たちの不行届のすべてをお許しください。私たちはすべての社会のいかなるお叱りをも、いかなるおとがめをも有難く受けております。又あらゆる世の如何なるそしりをも受けなくてはならぬ私達であります」と弔辞を読んだ。そして、死亡した PTA 会長に向けて、「不甲斐なく生還」したことを、PTA 会長の遺族に対し、「ただひたすらに私達の深き罪業」を詫びた80。この弔辞の内容からも、生き残った教師らが如何に辛い立場に置かれたのかが読み取れる。

死亡した PTA 会長については「先生と協力して子供を出すのを大いにやった、そして最後まで踏みとどまって、最後には自分は船室へ残った、そうして遺体を引き揚げてみますと、自分の子供とともに抱き合って死んでおった」ということが「美談」として語られた(22 国会衆議院運輸委員会5月17日、日本民主党加藤常太郎発言)。

その反面、教師の犠牲者が出ていない高知県と愛媛県では、「よその県の学校の先生はなくなっているのに、うちの学校の先生方は一人も犠牲者が出なかったというので、…相当好ましからざる空気が起って」いた(22国会参議院文教委員会5月17日、日本社会党左派矢嶋三義発言)。

#### 4. 高知市議会にみられた教師批判

上述したように、愛媛県では事故で死亡しなかった教師に不穏な眼差しが向けられたものの、議会等では教師が誰も死亡しなかった点については議題に上らなかった。愛媛県議会では、高知県で開かれた「四国四県議会正副議長会議」で遭難者に対する処置と、高松市で開かれた「紫雲丸遭難者対策協議会」で高知、広島、島根の各県関係者と協議し、6月6日に各県代表者が上京し各方面へ陳情を行うことに関する報告がなされただけであった(愛媛県議会 1955)。それでは、高知市での議論の状況はどうであったのだろうか。

高知市議会では、1955 年 7 月 2 日の定例会議 (65回)において紫雲丸事件が遡上に上った。町

田徳義議員は、この修学旅行を教師と校長が計画 し教育委員会がこれに対して許可を与えたとの判 断から、①「4人の引率教員の救助に対する態度 がはなはだ不明瞭ではないか」、②男子教員「3人 の宇高丸への移乗が早くつて宇高丸の上からの救 助はしたけれども、危急の際にこのやり方という ものは適切な処置ではないではないか」、③「28人 の沢山の死亡生徒を出したことは、引卒教員の処 置に不適当があつたためではないか」、④「教組か ら引卒教員の表彰の処置方の申入れがあつた。教 育委員会はこれを一括して却下をした。そのため に」唯一海中に飛び込んだ N 教諭の「表彰という ことが流れたではないか」、⑤「修学旅行の許可を したものは市の教育委員会であるが、その教育委 員会はこういう事態を引起こしたことに対してど ういう責任を感じておるか」という点を質した(高 知市議会事務局 1955:89-92)。

これに対する教育長の回答は、以下の通りであ った。①全体の統率責任者であった D 教諭は、衝 突直前に、前日の夜行列車でほとんど寝ていない 生徒を休ませる場所を探していた。左舷下の畳の 間が空いていたので、生徒を呼びに行こうと階段 を中ほどまで昇った時に、強いショックを受けた。 「直ちに上に行くと階段もめちゃめちゃにこわれ て、蒸気がいっぱいで、あたりはよく見えなかつ た。早く上に上がらねばと思い、木の上をはい上 つた。衝突したことはその時は全然わからなかっ たが、上にいくとそこが宇高丸のデッキの上であ った。貨車の上に盛んに人が移つていた。移つて 来る人々を引つぱってやつたが、すぐ船ははなれ た。I、T両教諭が移つた時との前後は全然見当が つかぬ。自分は宇高丸の船首の方で浮かんでいる 者を次々に船に引き上げた。(中略) 紫雲丸には小 学生はいたが、N中学の生徒は見かけなかつた。

「上の貨車には、なだれをうつて移乗していた。 小学生風のものを次々と引つぱり上げた」。N 中 学の生徒の方へは「行こうにも行けなかつた。生 徒は殆ど貨車の方へ移つていた」(高知市議会事務 局 1955: 89-90)。

唯一の女性教諭であった N は、後ろ甲板で食事を終えた直後に衝撃を受けた。飛ばされた荷物を拾って「みな総立ちになつた。拡声器か何かで『お

ちつきなさい』ということはきいたが、船員の指 示はなかつた。しかし宇高丸へ乗り移つている人 影が見えたので、宇高丸の方が安全と思い、『向こ うへ移りましょう』といつた。その時すでに船室 の者は移つていた。(中略) 救命具はなかつた。又 あつてもつける余裕はなかつた。船室のところの デッキへ貨車の屋根がかぶさるように来ていた。 一部の者が船員に引き上げられていた。『荷物を捨 てなさい』と叫んだが、おそらく耳に入らなかつ たであろう。後からおしかけてきて貨車へよう上 がらないで、子どもを押し上げていたら船がスー ッと離れた。とたんに船が傾き、倒れるとそのま ま船と一しょに沈んだ。沈むと足が何かについて 浮かび上がつた…。(中略)付近のイカダにとりつ いて生徒…を抱いて待ち、手で上にのつている人 が水をかいて宇高丸に近づいた。そしてロープで 引き揚げられた」(高知市議会事務局1955:90)。

T 教諭は「洗面、食事を D、I 両教諭と共にし て、疲れていたので三等船室の椅子の上に、休ん でいた。その時強いショックを感じた。何だかわ けがわからなかつたので案内所へききに行つたが、 その時は誰もいなかつた。生徒に『落ちつけ』と いつて、生徒と共に、デッキに出た。その時一ぱ い宇高丸に乗り移つていた。宇高丸の船員に声を かけたが、きこえない。自分のいたところの下(字 高丸)は、貨車がないので相当高い。途中一、二 ヶ所足をかけてとび降りた。(子供を救うためには 移る必要があると思つて) 自分が移つてからすぐ 紫雲丸はかたむいた。子供の荷物は若干取り入れ、 1人か2人か助けたと思う。すぐかたむいて船が はなれた。沈んでからロープで子供を上げた」。N 中学の子どもは1人か2人と思う。「船室をあけ ると 14、5 人坐っている船員をみて引き返した。 そして救助作業に船首の方で従事した」。N 中学 の生徒のみでなく順々に引き上げた。D先生は「人 工呼吸をしていた。それから引き上げられた生徒 を風呂につれていつて世話をした。大変な混雑で あつた」(高知市議会事務局 1955: 90)。

I 教諭は「食後、外人がデッキで話をしているのを聞きに右舷に来た。自分の班の生徒(8人-10人)に霧やレーダーについて話をしていた時、紫雲丸の汽笛がなつた。そのとたんに宇高丸があら

われ、あつという間に衝突した。下をのぞきこん だ、両船がピタととまつた。今まで傍にいた生徒 は、とび逃げていなかつたように思う。指示を得 るために船室に入り、又出て宇高丸へととび移つ た。船員に聞いたが答えず、船員は宇高丸へ子ど もを助け入れていたので、船員の指示はなかつた が宇高丸は大丈夫と思い生徒に移るように手で合 図をした。然し宇高丸の蒸気で充分見えなかつた。 女の子が荷物を持つてこちらへ移ろうとするが男 や大人が殺到していて移れない。荷物を受取り、 生徒の手をとつて移そうと思つた時、船がはなれ て、手が届かなかつた。自分が乗り移つたときは、 高さが同じで、簡単に移れたように思う。生徒も すでに若干移つていた。それから海上に浮かんで いる子を綱で引き上げた。綱を早くといつたが、 なかなか来なかつた。宇高丸から救命具を3、40 位投げ入れるのを見た。 船尾で D 先生と小学生の 人工呼吸をやつたが、脈がなくなつていたので 1 人にかまつていられずやめた。その間にもたくさ ん人を上げた」(高知市議会事務局 1955: 90-91)。

②の点に関しては、「なるほどこれは万全の措置と私は断言をよういたしません。いたしませんが、(中略)4人が4人、ところを異にしておりまして、そして急にこういう衝撃を受けてから後は、(中略)違つたコースにおいて、自分の力の及ぶ限りはこれは救助に当つておるのでございまして、この危急の際に万全の措置とは考えられませんけれども、やむを得ない行きがかりであつたということもご了承をお願い申し上げたい」と述べた(高知市議会事務局1955:91)。

③の点に対しては、多数の生徒が死亡したことを「誠に遺憾に思つて、申訳なく存じておりまするが」、調査した結果、4つの学校の男子の死亡率は、愛媛が1割9分、松江が2割2分、N中学は1割2分である。女子の死亡率は「愛媛の方が3割5分、広島の方が4割3分、松江の方が6割2分」、N中学が「3割2分でございまして、全校の女子187人について80人の死亡で…4割3分という死亡高率を示しておる」。女子の死亡率が高いのは、女子が「こういう際に人を押しのけて向こうへつき進んで行くということをしない」ためであり、女子が荷物等を大切にしたい気持があるか

らだ等と説明した(高知市議会事務局 1955: 91-92)。

④の点に関しては、「教組の申し入れはあること はありましたけれども、表彰ということよりも、 慰労的の措置を講じてもらいたいという申入れで ありました」。申入れはありましたけれども、「こ れは却下はいたしません。ただ教育委員会といた しましても、(中略)独自の立場において慎重な検 討を加えてやつたもの」である。教育委員会の結 論としては、「4人の先生方が…違つた位置におつ た、そして…各々4人4様の経路を辿つて違うけ れども、その立場において、なし得る限りの努力 をやつておるということにおいては、一致するか らして、よつて原則といたしましては、同一の処 置にするのが適当であろう、但しこれを執行する に至つては、この N 教諭に対しましては、教育長 より特にその功績を賛えまして感謝の辞と賞詞を 与えることが適当であろうという結論に達しまし たので、さように取扱いをした」と回答した(高 知市議会事務局 1955: 92)。

⑤の点においては、修学旅行を許可する際に、 修学旅行の基準に適合しているか否かを「慎重に 調べる」のであるが「この願出はいずれの点から みましても、そういう点については落度もないと いうことでこれを許可したものでございまして、 その手続き等におきましては遺漏のないというこ とがはつきりしておる」と答えた(高知市議会事 務局 1955: 92)。

教育副委員長は「こういう種類の表彰においては余程のことがない限り表彰しないと述べた(高知市議会事務局 1955: 93)。修学旅行の件については、「学校行事中一番経費がかかつて、父兄が一番頭痛はちまきになる行事でございます。およそ義務教育の小学校、中学校におきまして、そういう行事はあまりやりたくない。殊に旅行に参加する、不参加の原因は金にかかつております。義務教育のさ中におきまして、最も教員たちが考えねばならないのは、平等公平的に教育を行うことでございます。金があるものはついて来い、金のないものは残れ、これは極端であります、そうは云いませんけれども、結論はそうなつておる」、修学旅行は子どもの「憧れの的」であるため、経済が

理由になって行ける者と行けない者が出てはいけ ない、そこで教育委員会としては、「各学校に対し て、全力をあげて全部が出るようなところへ行つ てくれ、1人も残すな」といっている、「教育委員 会は決してぼんやりしておりません。(中略)一般 の報道機関とか、また父兄のお話を聞きますと、 …現在の修学旅行あるいは遠足など」は、「修学と は名のみである、単なる物見遊山の旅と化してい やせんか、桂浜の旅行に対しましても、遠足に対 しましても、そういうような様がいま見えていな いかという声が聞えて来る。あるいはまた修学旅 行へ行つて得るところは何か。それはふしだらな 浪費である、あるいはまた買食いの習慣をつけて 来る。やめてもらいたいという声が聞えて来る。 そうではありませんけれども、一面そういうとこ ろもある、それは児童、教員はもちろん、父兄の 考え方もよほど改めなければならぬと思う。責任 がどこにあるかといつて、先生だけに押しつける 問題ではないと思う。(中略) さらにこの旅行とい うものは危険の伴うものでございます。従つて引 卒せられた児童の生命の保障は誰が持つか、…引 率教員に対しましては、父兄にも勝る世話方監督 …の配慮、これを要求しているわけでございます。 もしこれがなかつた場合に、…父兄といたしまし ては、自分の子供を先生に託すことができない、 ここにおいて引卒教員はもちろんの話、先生など の子供に対するあり方というものは…自然に決ま るわけでございます。(中略) 修学旅行につきまし ては、とにかくその内容の充実が主眼でありまし て、修学旅行で幾晩泊つたとかあるいは遠いとこ ろへ行つたとか、…そういうようなこの問題で修 学旅行の評価をすることが出来ないと、…考えて おります」、しかし紫雲丸事件が起きたからといっ て「修学旅行というものを学校の教材から追い出 せというところまで考えておりません」と補足し た (高知市議会事務局 1955: 93-94)。

これらの回答に対し町田議員は、「今朝の新聞でも(中略)修学旅行先においての父兄の非難、またそれを受け入れる旅館等におきましても、…学生の生徒の行動、また先生等の面についても、…取沙汰がなされております。従いまして生徒、学生は男女共学の場合は、…桃色遊戯が旅先におい

て繰返され、そうして深夜まで宿泊旅館に帰らな い、あるいは先生はビールをふるまうていただい て旅館でたらふくやつておる、また男女教員間に はその旅行先でもつていろいろなことが取沙汰さ れております。(中略) いま教育長の答弁のお言葉 の一つ一つを考えて見まするのに、全くもつてこ の責任を感じていないというふうに受け取つたの でございます。Dという教師は自分が宇高丸に乗 り移つた行為も何人よりか一番先、畳の部屋に児 童をくつろげてあげたいというので行つたけれど も、そのときに数人の一般客がいた。またその瞬 間に大きなショック、音を受け、階段をムチヤク チャに上つて行つたのは第3字高丸に行つておる、 生徒のそれまで所在する部屋にとつて返そうとも しておらぬ、また1人の男子教員は甲板でもつて、 霧とレーダーについての説明を生徒としておつた とかいなかつたとか。しかもその現場には教員が 認めるときには8、9人の生徒がその先生をとり まいておつたという、がしかし瞬間にして、その 衝撃を受けて振り返つて見たら生徒はいません。 しかも本人は宇高丸にまたぞうろう飛び移つてい る。誰もができる、事故の安全を少くとも確保で きる場所と時間においてなされた行動を強く主張 されておるが、当然引卒教員としてその瞬間頭の 上に浮ぶべきものは、とりもなおさずそこであつ た一例えば甲板上の先生は8、9人の生徒が自分 の説明を聞いて周囲に位しておつたということを 認めておる。その瞬間の生徒児童の心理は必ずた つた1つ頼りにするものは先生であるはず。この 先生が生徒の所在を忘れておる。いなかつたとい う表現は私は常識的に当らないと思う。(中略)瞬 間のできごとではあるにいたしましても3名の先 生がいずれも宇高丸という最寄りでもつて唯一の 安全地帯に逃れておるということは、このこと等 について非常に私は教育長自体が詭弁を弄してお ると思う」と3名の教師の行動と教育長の判断を 批判した(高知市議会事務局 1955: 97)。

また、もしこれらの教師が「かかる救助の方法を選ばなくて、他府県で表彰せられておるように、競輪選手諸君、あるいはまたその他の一般乗客が1人して海中に飛び込み20数名または10数名といつたような多くの生徒を救つているが、もしそ

の人々と同じように、かつまた立場からいえばそ れ以上の責任を感じて先生が水中に飛び込んで能 う限りの助力助命の行動がとられた場合は、この 28 名という犠牲者が、あたかもやむを得ざる不可 抗力によるものだと考えておる教育長の答弁は私 はその真意をはなはだしく疑うものでございます。 しかも遺体 1 名は未だこれが上がらない。またそ の他のご遺族にいたしましても、終生忘れること のできない心の痛手をこらえて、じつとはぎしり をして、歯をくいしばつて泣いてがまんをしてお るときに、この責任ある教師諸君が表彰方をとい うようなことが委員会においては『却下はしませ ん。十分検討吟味をいたす必要があります』とい うのじやが、これはいかなる理由によるお考えな のか。(中略)教育委員会並びに教育長のこの御答 弁は私は非常に不愉快に思うと同時に、場合によ ればはなはだ失礼でございまするけれども、その 良心の一端を疑うものでございます」、そして「私 がお尋ね申し上げておる責任は、公職者の立場か らこの未曽有の事故の結果から考えまして、いか なる形で、いかなる方法で責任をとられるかとい うことを、(中略) 具体的に、はつきりお示しをお 願いしたい」と述べた(高知市議会事務局1955:

第1の意見(「3人の引卒教員の行動を是認して いる答弁ははなはだその責任感を疑う」)に関して 教育長は、「決してこれでもつて万全とは思つてお りません、ただ最初のおりました違つた位置、そ れから後の4人4様の経路におきまして、救助に ついてできるだけの力を尽くしておるという、こ の点だけは慎重審議の結果認めなければならぬと いうことを決定したわけでございます。その点に つきましては、またこれは見る人によりましてい ろいろさまざまの解釈を持つことはこれはまたや むを得ないことでございまして、最もこの事件に 直接の関係を持つておりまする 28 人の死亡者の ご家族の方、また校下の 1651 名の PTA の会員全 員の、教員に同情をいたしまして、そうしてこれ の留任を希望いたしまするところの嘆願書等にみ ましても、またその解決の違つておる一端かとも 思います」と答えた(高知市議会事務局 1955: 101)

第2の教組の申入れに対しては、日教組の書記 長が教師らが救助で「骨を折つてくれておる点等 を認めて一つ慰労の措置を考えてもらいたい(中 略)こういうふうに私は聞き取つたのでございま す」と述べた(高知市議会事務局 1955: 101)。

また教育副委員長は、「公職大乗的の立場から教 師の責務責任はいかにあるべきか」という点に関 して、「大体教育というものは児童、生徒、学生、 父兄の教員に対する信頼、尊敬ということが条件 になつております。(中略)終戦後教育行政が変わ りまして 6・3 制、あるいはカリキュラムの問題、 教科書の問題、教育委員会の問題、すべてこうい うような問題とともに、改革とともに教員が解放 されたわけでございます。教員の解放、昔のいわ ゆる教員は聖人君子であるという仮面をぬぎすて ました。(中略) 現在教員は労働者であると打つて 出ております。これはみな知つておる。ところで 問題はここでございます。(中略) 先生というもの は自分を尊重いたしまして、人間とはいかに生く べきものであるか。いかにあるべきものかという ことが、これは先生の本職であります」、従つて先 生は「普通の労働者といたしましても、一般の労 働者とこんがらがつては大いに…父兄は迷惑千万 である」。我々が信頼し尊敬するだけの人でなけれ ばこの教育はなり立たないと述べた。

そして、「今回の事件におきまして 4 人の先生 がとつた態度-、(中略) 今回の事故は全くわれわ れと縁のない、第3者のあおりを食つたものであ り、ただわれわれとしては呆然たらざるを得ませ ん。しかもその第3者たるものは日常最も…信頼 し、安心し全部を任し得るだけの代表物である交 通機関の存在でありました。-というて責任はそ こにあるというて教師といたしまして後へ退くべ きかどうかという問題である。(中略) 俺は知らん というわけに行かない。そこで進退伺が出て来た。 当然あるべきものです。人間のあり方です。(中略) 教育長とも話しましたが、その間にはわずか4分 間しかない。殊にその瞬間におきましては(中略) 全く虚をつかれた、不覚をとつた状態でありまし て、とつさに起つた状態で、殊に4分間のうちの 2 分間は『まだ沈まんぞ、安心しろ』といつてお つたようでございまして、そういうたつた2分間

において誰が一体どうしたかということ、…いま ここにおいてこれはこの平常な姿において批判す ることができるけれども、そのときに」われわれ が「おつた場合には、実は…どうしておるか分か らない」、そこで「今回の先生も非常に自責の念に かられまして、責任は他にあるといいながら、将 来これはまことに死んだ者に対してすまないとい つて進退伺が出たわけでございます」、しかし我々 は進退伺を却下し、その時出した文章に「『危急の 事態に直面し、最善の努力を尽したるは認めるが、 28 の貴重な若い生命を死なせた厳粛な事実は見 逃せない。今後再びこのようなことの起らないよ う一層の注意をしてほしい』とつけ加えた。表彰 はしません」、町田議員がいわんとする教師の取る べき態度は理解できるものの、事故に直面した場 合に、「相当周章狼狽的なこともありますし、右往 左往ということも考えられますし」われわれとし ては、「この判決の断というものをこうだというこ とを下すわけには行かない、そういうようなこと から、こういう態度をとつた」と説明した(高知 市議会事務局 1955: 101-103)。

これらの回答に対し、町田議員は「事故の発生 当時の4人の行動は慎重協議の結果、正当性を認 める」ということだけれども、「事故の発生せられ た瞬間に一般乗客の…人々が、血のにじむような -自己の生命を考えず、幾多の生徒児童の救助作 業が成功し、それが世人から、また関係当局から おほめを受けるように賞賛されるように見えてお るが、私はこのことについて申し上げておるので ございます。従いまして…教員が数回申し上げる ように、あまりにも自己の生命の保全に全精神を 働かして、いち早く宇高丸に乗り移つたというこ と、そして安全な場所と時間でなされる最も、そ の瞬間のできごとから想像いたしまするならば安 易な場所において安易な自己の生命を守りつゝ行 える救助行動程度以外には考えられないとうこと。 他の例から比較いたしまするときに、はなはだ私 はその点を遺憾に思います。さらにまた進退伺い が出たり、慰労、表彰というその面についても、 横の連絡が教育長並びに教育委員長はすこぶるな つておらんじゃないか。(中略)次に教員の処分、 取扱い方等についてのみ私は申し上げておらん。

…社会道義の上から、また公職者の常識の面から、 事故の発生原因がいかであろうとも、(中略)教育 長ないしは教育委員会の上司はいかなる形でその 責任をとるか。このことを明確にお示し願いたい」、 責任を取る意思がなければない、あればあると答 えて欲しいと述べた(高知市議会事務局 1955: 105)。

「教育委員会で責任を持つかどうか」という点 に関しては、責任を持つ、この種の事件は「不可 抗力的」で「偶発的事故」であるため、「これは神 ならぬ身の知る由もない。しかしながらそれでは おさまらぬ、人為的にこれに対しては、出来る限 りの努力はしなければならぬと思う」、しかし、生 徒を引卒した場合「第3者の目に映るところによ りましたら」、教師の監督に「少しどうかと思われ るようなこともなきにしもあらず、(中略) 例外的 なものもあるようでございます。といいますのは、 先般の新聞紙上にも堂々と教員の朝帰りと書いて ある。新聞機関も何かをおさえていると思う。こ れでは…、ここにおる全部の議員も同感であると 思う。僕も同感である。…困る。(中略) それで教 員の怠慢に対しましては、(中略)教育委員会とい たしましては、絶対にこれを撲滅するように相つ とめます。そうすることがこの父兄の信頼感とい いましようか、私先ほど申しました、そういうも のを培う最も教育の元を固めることでございます。 これがなかつた場合には、…将来遠いところへ子 供を託してから修学旅行に送り出すというような ことも躊躇せざるを得ないということになつて来 ます。(中略) 結局その責任というのは、今後そう いうような事故の場合におきましても、教員とい たしましては万全を期すように」すると答えた。

このように、7月2日に行われた第65回高知市議会では、町田議員からN中学校の引率教師の現場での行動に対する批判や、高知市教育長、教育委員会の修学旅行計画の許可等に対する責任が問われ「議場を緊張させた」という(高知市議会史編纂委員会編1970:334)。これに対し教育委員長等は、教師の対応が万全でなかったことを認めながらも、緊急事態で冷静な判断等ができない中、教師が可能な限り救助に努めたこと、教育委員

会は基準に則して慎重に検討した結果修学旅行を 許可したこと、教師ばかりの責任ではないこと等 を繰り返し述べた。しかしながら、町田議員の理 解はなかなか得ることができなかった。特に町田 議員が訴えたことは、教師が事故直後に自己の安 全を最優先に図ったということであり、他の学校 では教師に犠牲者が出たのに対し、高知県では出 なかったという点にあった。

紫雲丸事件の責任は国鉄にあった(22国会衆議 院運輸委員会 5 月 12 日運輸大臣三木武夫発言)。 しかし国会と高知市議会の議論から、遠方までの 船旅を計画し、自らの生命を捨ててまで、生徒を 救助しなかった教師の責任が強く求められた。と りわけ、一人も教師が死亡しなかったことについ て高知市議会では、海に飛び込まなかった教師ら も含めた全員に、表彰をするよう日教組が教育委 員会に要望した点に対し強い反発があったことに 鑑みると、一旦、修学旅行で事故が生じると、い くら教師が救助に尽力したとしても、教師が死亡 しない限りその責任を果たしたとは認められない 風潮が生じていたと考えられる。特にそれは、自 らの待遇改善を求めて運動をしながらも、経済的 に恵まれない子どもたちに配慮した旅行計画を立 てず、旅行先では優遇される日教組の教師の振る 舞いに対する批判であったと考えられる。

#### おわりに

現在のように、戦後の修学旅行が全国的に再開した背景には、「文部運輸両省の共同管理の財団法人」として日本修学旅行協会が 1953 年に設立されたこと (菊池 1953:1)、文部省が「修学旅行ほどあらゆる面において豊かな経験を得る機会」は、ほとんどないと考えて推奨していたこと (大島1953:4)、相模湖事件や紫雲丸事件等の修学旅行事故が頻発する度に生じる「自粛や批判の声」があっても、文部省は修学旅行の「教育的意義を重視すべき」と考え、これを勧めていた (菅沼 2017:289) ことがある。

これらの事柄から、文部省も運輸省も修学旅行 事故の責任を負う立場にあった。しかし、国鉄企 業体の責任に関しては、もっぱら「不行届きな現 場に対する管理監督責任」9)、国鉄の労働組合 10) や乗組員個人の責任追及に矮小化される傾向とな った(22国会衆議院運輸委員会5月12日日本社 会党左派山口丈太郎発言、22 国会衆議院法務委員 会 5 月 20 日等)。国会での文部省に対する責任追 及は、旅行の引率者である日教組に所属する教師 を批判する声に打ち消された。文部省は自らの責 任を口にしながらも、暗に通達を出しても従わな い教育委員会や教師に責任があるとみていた。ま た、地方議会では被害者感情を背景に、自らを犠 牲にしてまで生徒を救助しなかった教師と、この ような教師らをも慰労しようとする日教組や、こ れを許可しようとした教育委員会に対し批判の眼 が向けられていた。そこには、労働者として自己 の権利を主張しながらも、命を捨ててまで子ども を守ろうとしなかった教師に対する不満があった。

このような世論が渦巻く中、日教組は紫雲丸事 件について「中央執行委員を現地に派遣し、見舞 いや弔慰金などの救援について当局と交渉すると ともに、災害調査を行い、原因を究明し、世論に 答える努力」を払った。その一方で、「修学旅行に おけるこのような災害は、そのほとんどが、運輸 当局が資材、施設の腐朽や破損をそのままにして いること、アメリカ軍の優先輸送を強制され、運 航ダイヤその他輸送系統が混乱すること、それに、 とくに国鉄従業員の労働過重が大きくひびいてい ることなどが原因で、事故を頻発」させていると 結論付けた。そして、「政府や運輸当局は、それら の政治責任を隠し、もっぱら事実をねじまげて、 現場労働者や引率教職員などに責任を転嫁して、 災害事故を発表」したと表明した。その上で、「日 教組は児童・生徒の保護のために献身する教職員 の実情を世論に訴え、政府や運輸当局の責任を追 求して国鉄・私鉄などの労働組合と協力して施設 の更新と、労働過重の軽減を要求した」(日本教職 員組合 1958: 315-316)。

つまり、事故の責任を教師等に求める世論に反して、日教組は組合の弁護に努め、労働改善を世論に訴えた。その結果、教師が誰一人死亡しなかったことで教師批判が巻き起こっていた高知市では、更なる教師批判が生じたことが考えられる。このように 1955 年の紫雲丸事件では、1954 年の

相模湖事件と異なり、メディアの教師批判だけでなく議会でも日教組の労働運動と事件が結びつけられて批判されるようになっていた。その一方で、同じ頃に起きた米軍のトレーラーが立ち往生し、修学旅行列車と衝突して大規模な列車火災事故を起した事件では、米軍当局と政府の国鉄に対する賠償が、「非常に怠慢」であった(22 国会衆議院内閣委員会 5 月 19 日日本社会党左派茜ケ久保重光発言)にも拘らず、メディアでも国会でも米軍を批判する声はほとんどみられなかった。

即ち 1955 年の修学旅行事故では、加害者が国鉄の労働者で被害者が日教組の教師であった場合、メディアも議会も事故を教師の責任とする傾向となっていたと考えられる。その一方で、文部省や国の責任を問う声はほとんどみられなくなった。その背景には、この頃に日教組等の労働運動に対する国民の批判の眼が、強くなっていたことが考えられる。これらの点に鑑みると、修学旅行事故に関しては、広田の指摘よりも遥かに早く、教師批判は出現していたといえよう。

#### 注

- 1) 国土交通省海難審判所「汽船紫雲丸汽船第三 宇高丸衝突事件」2021年8月15日入手、 https://www.mlit.go.jp/jmat/monoshiri/ judai/30s/30s siun 3ukoui.htm。
- 2) 国会議事録は <a href="https://kokkai.ndl.go.jp/#/">https://kokkai.ndl.go.jp/#/による。</a>
- 3) 国土交通省海難審判所「汽船紫雲丸汽船第三 宇高丸衝突事件」2021 年 8 月 15 日入手、 https://www.mlit.go.jp/jmat/monoshiri/ judai/30s/30s\_siun\_3ukoui.htm。
- 4) 固有名詞は筆者がイニシャルに変更した。以下、同様。
- 5) 5月15日に岩手県を修学旅行中であった小学生と保護者49人の乗ったバスが、河原に転落し児童ら12人が死亡した事件が起きていた。しかしながら、教師批判はほとんどみられなかった。
- 6) 国土交通省「霧中海難-紫雲丸"謎の左転"から半世紀 繰り返される霧中での左転」

2021年9月5日入手、 https://www.mlit.go.jp/jtsb/kai/bunseki/ bunsekikohosiryo/no7\_mutyu/pdf/ 1 hanseiki.pdf.。

- 7) 東予市庄内小学校昭和三十一年三月卒業生有志,2004.5『いで立ちしま〉: 紫雲丸事件五十年後の追悼』2021年8月25日入手、http://idetachi.a.la9.jp/。
- 8) 東予市庄内小学校昭和三十一年三月卒業生有志,2004.5『いで立ちしま〉: 紫雲丸事件五十年後の追悼』2021年8月25日入手、http://idetachi.a.la9.jp/。
- 9) 東予市庄内小学校昭和三十一年三月卒業生有志,2004.5『いで立ちしま〉:紫雲丸事件五十年後の追悼』2021年8月25日入手、http://idetachi.a.la9.ip/。
- 10) 1955 年 5 月 13 日に行われた 22 国会参議院本会議では、自由党の平井太郎がこの事故は国鉄総裁のみの責任ではなく「とかく世間より批判を受けている、四十四万国鉄労働組合員の大反省を望む」と発言していた。このことから、保守系議員は事故の責任を現場の組合員に求めていた。また、事件を契機にして国鉄は経営の合理化を図ろうとしていた(22 国会参議院運輸委員会 5 月 19 日日本国有鉄道副総裁天坊裕彦発言)。

#### 参考文献

- 愛媛県議会 1955『第 62 回愛媛県議会定例会の議長一般報告(昭和 30 年 7 月 4 日)』。
- 2) 大島文義 1953「学習の場としての修学旅行」 『修学旅行』4号、p.4。
- 3) 神崎清 1955「学校事故と教師の責任問題」 『教育技術』10 巻、pp.26-35。
- 4) 菊池豊三郎 1953「発刊のことば」『修学旅行』 1 号、p.1。
- 5) 高知市議会事務局 1955『第 65 回高知市議会 定例会会議録 第 4 日 昭和 30 年 7 月 2 日』。
- 6) 高知市議会史編纂委員会編1970『高知市議会 史 中巻 (自昭和22年至昭和34年)』高知市 議会。
- 7) 国土交通省海難審判所「汽船紫雲丸汽船第三 宇高丸衝突事件」2021 年 8 月 15 日入手、

## https://www.mlit.go.jp/jmat/monoshiri/judai/30s/30s\_siun\_3ukoui.htm.

- 8) 菅沼明正 2017「修学旅行とナショナリズム 戦後の奈良・京都への旅行の再開・拡大過程」 『慶應義塾大学湘南藤沢学会』17 巻 1 号、 pp.276-297。
- 9) 高橋潤子 2009「教育政策とマスコミ報道に 関する研究」『九州教育学会研究紀要』37 巻、 pp.121-128。
- 10) 高橋潤子 2019「マスコミ報道が教育二法の 成立に及ぼした影響に関する研究:『鏡子ち ゃん事件』の語りに着目して」『福岡大学研究 部論集.B, 社会科学編』10 巻、pp.136-154。
- 11) 高橋潤子 2021「教育二法成立期における学校 事件・事故に対するメディアの眼差しの変 化: 相模湖修学旅行事件を中心に」『九州情 報大学研究論集』23 巻 pp.17-31。
- 12) 東予市庄内小学校昭和三十一年三月卒業生有志,2004.5『いで立ちしま〉:紫雲丸事件五十年後の追悼』2021年8月25日入手、

http://idetachi.a.la9.jp/。

- 13) 日本教職員組合 1958『日教組 10 年史』大日本印刷。
- 14) 広田照幸 2001 『教育言説の歴史社会学』 名古 屋大学出版会。